募集要項

【企画競争方式】

件名：2014年度第1回

協力準備調査

（BOPビジネス連携促進）

２０１４年９月１２日

独立行政法人国際協力機構

民間連携事業部

目次

[第１　事業の背景・目的 1](#_Toc398279058)

[1. 事業の背景 1](#_Toc398279059)

[2. 事業の目的 1](#_Toc398279060)

[第２　募集内容 2](#_Toc398279061)

[1. 案件名 2](#_Toc398279062)

[2. 参加資格要件等 2](#_Toc398279063)

[3. 募集件数 3](#_Toc398279064)

[4. 応募勧奨分野 4](#_Toc398279065)

[第３　選考の流れ 5](#_Toc398279066)

[1. 全体スケジュール 5](#_Toc398279067)

[2. 企画書の提出 5](#_Toc398279068)

[3. 提出された企画書等の扱い 7](#_Toc398279069)

[4. 本事業の対象外となる提案 7](#_Toc398279070)

[5. 競争参加資格審査 8](#_Toc398279071)

[6. 企画書の選定結果（仮採択・不採択）の通知 8](#_Toc398279072)

[7. 仮採択案件の公表 9](#_Toc398279073)

[8. 契約交渉 9](#_Toc398279074)

[9. お問い合わせ 9](#_Toc398279075)

[第４　本事業の内容 11](#_Toc398279076)

[1. 本事業対象国 11](#_Toc398279077)

[2. 本事業対象分野 12](#_Toc398279078)

[3. 本事業の内容 12](#_Toc398279079)

[4. 本事業実施期間 15](#_Toc398279080)

[5. 本事業経費 15](#_Toc398279081)

[6. 仮採択後及び本事業実施中の提出物 16](#_Toc398279082)

[7. 本事業実施上の条件 17](#_Toc398279083)

[8. その他の留意点 17](#_Toc398279084)

[第５　本事業費用負担区分 19](#_Toc398279085)

[(別添資料) 20](#_Toc398279086)

見積書作成等に係る留意事項

様式1. 見積金額内訳書

様式2. 見積金額内訳明細書

様式3. 書類受領書

様式4. 企画競争申込書

様式5. 提案者情報

様式6. 企画書

様式7. 事業計画書

様式8. 作業工程表

様式9. 業務経験

様式10. 評価対象業務従事者経歴書

（業務主任者1名及び評価対象者となる調査団員2名の計3名分作成）

様式11. 情報シート  
（全省庁統一資格審査結果通知書を有している場合）

様式12. 競争参加資格審査申請書  
（全省庁統一資格審査結果通知書を有していない場合）

様式13. 質問書

参考資料1. 契約書雛型（附属書I～IV含む）

参考資料2. 評価の視点

参考資料3. パイロット事業における当機構の費用負担の考え方

Q&A（よくあるご質問と回答）

# 第１　事業の背景・目的

## 1. 事業の背景

開発途上国の開発ニーズは膨大であり、ODA資金のみでそれに応えることは不可能です。一方で、先進国から途上国へのODA以外の資金フローは現在では7割を占めており、途上国の経済発展のみならず、ミレニアム開発目標(MDGs)に掲げられているような開発課題を解決する上で民間セクターには重要な役割が期待されています。中でもBOP(Base of the Pyramid)ビジネスは、これまで公的機関の援助のみではカバーできなかった貧困削減と成長に関わる様々な開発課題の解決に寄与することが期待されており、我が国における官民パートナーシップを促進する上で有望な分野として位置づけられています。

独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）は、BOPビジネスとの連携促進に向け、2009年度に「本邦企業のBOPビジネスとODA連携にかかる調査研究」を実施し、国内外のBOPビジネスを巡る現状等を調査したほか、有識者による研究会を開催しました。その中で、ビジネス計画の策定において不可欠な事業対象地の経済、社会に関する情報が不足していることが、BOPビジネスへの主要な参入障壁のひとつになっていることが明らかになりました。こうした状況を踏まえ、当機構は2010年度より、協力準備調査（BOPビジネス連携促進）制度を開始し、これまで合計7回の公示を行っております。

BOPビジネスが成功するには、BOP層のニーズの把握、住民の生活やバリューチェーンの実態、社会・経済制度等を詳細にわたって情報収集・分析し、人々のニーズに合わせた商品開発やビジネスプラン作成を行っていくことが重要です。本制度は、事業提案者の方々が、BOPビジネスへの参入を検討するにあたり、そのような情報を収集すると共に、BOP層の人々が抱える開発課題に資するビジネスモデルの開発を促進することを目的に実施します。

さらに、本調査は、当該ビジネスと連携することによって、当機構が展開する開発プログラムがより効率的・効果的で持続性を伴った形で実施可能になるとともに、BOPビジネス自体の持続性も向上する等、双方にとってのメリットが期待出来るものを対象とします。そのため、本調査においては、将来、BOPビジネスと連携しつつ行うことが望ましいと考えられる当機構事業のあり方についても検討し、提案を行っていただきます。

## 2. 事業の目的

本事業は、開発課題の解決に寄与しうるBOPビジネスのビジネス・モデルの開発、事業計画の策定、並びに、当機構がBOPビジネスと連携しつつ行う協力事業の可能性の検討を行うこと目的とします。

# 第２　募集内容

## 1. 案件名

　2014年度第1回協力準備調査（BOPビジネス連携促進）（以下「本事業」と称します。）

## 2. 参加資格要件等

（1）参加資格要件

以下の要件を全て満たす者が本事業の企画競争に事業提案者として参加することができます（共同企業体の構成員である法人を含む）。

1. 開発途上国においてBOPビジネスを展開する意思を持ち、調査遂行に必要な知見、実施体制等を有する本邦登記法人。
2. 以下のいずれかを満たす者
   1. 当機構の競争参加資格（当機構発行の25から始まる整理番号7桁）を有している者。
   2. 当機構の競争参加資格を有さないが、全省庁統一資格審査結果通知書を有する者。

（上記①及び②いずれにも当たらない方は下記「第３　選考の流れ　5. 競争参

　加資格審査」をご参照下さい。）

1. 当機構の定める一般契約事務取扱細則第4条の規定に該当しない者であり、当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でない者。

　　一般契約事務取扱細則：

<http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000077.htm>

（2）その他の要件

1. 共同企業体による応募を認めます。事業提案者、共同企業体にあっては代表法人が当機構と締結する本事業の実施に係る業務委託契約書において、受託する業務に従事する者（以下「業務従事者」と称する。）として指定される者は、事業提案者又は共同企業体の構成員が雇用する者又は役員であることとします。但し、下記ウ.の補強団員となる業務従事者はこの限りではありません。また、上記雇用する者及び役員には非常勤勤務者を含むこととします。

共同企業体を結成する場合は、代表法人及び構成法人にて共同連帯責任をもって業務実施にあたることを確認すると共に、共同企業体結成届（様式不問）を作成の上、企画書（正及び写）に添付してください。

なお、共同企業体結成届へは代表法人及び全構成法人の代表者印又は社印を必ず押印してください。

1. 共同企業体を構成する場合は、その各構成員から必ず1名以上が業務従事者として本事業に参加することとします。共同企業体を構成する法人の数は、最大で5法人までとします。
2. 事業提案者、共同企業体にあってはその構成員、以外の法人に雇用される個人を、補強団員として業務従事者に含めることを認めます。但し、全補強団員の本事業従事人月数の合計が、全業務従事者数及び全業務従事人月数の合計の二分の一をそれぞれ上回らないこととします。なお、補強団員の定義は下記のとおりです。

事業提案者との間で雇用関係がない技術者。

事業提案者以外の法人との間で主たる賃金を受ける雇用関係があり、企画書を提出する法人との間に主たる賃金を受ける雇用関係がない者。

なお、共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。また、複数の社が同一の者を補強とすることは、これを妨げません。

1. 業務従事者に外国籍人材の活用を認めます。但し、業務主任者注については、日本語でのコミュニケーションが行えることを必須とします。

注　事業提案者、共同企業体にあっては代表法人の業務従事者であって、受託業務の実施を総括する者

1. 本事業の業務主任者となる者は、事業提案者、共同企業体にあっては代表法人が常勤で雇用する者又は役員であることとします。なお、業務主任者には、調査業務全体を一貫して運営管理することが求められ、企画書審査の際にも経験、能力等を評価対象とすることから、企画書提出締め切り後の交代は原則として不可とします。
2. 本事業の業務従事者は、「補強」が認められた場合を除いて、自社の「専任の技術者」であることが必要です。また、評価対象となる業務従事者は企画書提出時点で「専任の技術者」であることが必要です。「専任の技術者」とは、下記のとおりです。
   * 1. 事業提案者の経営者
     2. 事業提案者が雇用している技術者であって、当該法人以外の法人との間で雇用関係のない者
     3. 事業提案者が雇用している技術者であって、当該法人以外の法人との間でも雇用関係はあるが、当該法人との間に「主たる賃金を受ける雇用関係」がある者

なお、主たる賃金を受ける雇用関係とは、当該技術者の雇用保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者の関係を指します。ただし、65 才以上で新たに雇用された技術者等で雇用保険に加入していない者については、主たる賃金を受ける雇用契約を有する法人との関係を示します。主たる賃金を受ける雇用契約に当たるか否かについては契約書等関連資料を審査のうえ、当機構にて判断します。また、雇用予定者は雇用関係がないとみなしますので、「専任の技術者」とは認めません。

1. 共同企業体構成員及び補強団員を雇用している法人との再委託契約は認めません。
2. 企画書審査時に、業務主任者及び主たる業務従事者2名が評価対象となります。業務主任者及び他に評価対象とすべき主たる業務従事者2名、合計3名については、評価対象業務従事者経歴書（様式10）に従い経歴書を作成の上を添付してください。

## 3. 募集件数

　　10件程度

## 4. 応募勧奨分野

　　今回の募集では、以下の観点からの積極的な応募を勧奨いたします。

* + 1. 今後、開発途上国で中間層となる BOP 層のニーズ拡大が見込まれる次の分野を対象とした提案。特に早い段階から新規市場を開拓し、「日本ブランド」の早期確立と共に、開発課題の解決に資する提案。

分野例： 生活用品（衛生等）、食品、医療・医薬品、教育、農業（6次産業化等）、環境・エネルギー（低炭素社会）、金融・保険、ICT、クールジャパン（コンテンツ等）、健康・スポーツ、流通、サービス 等

* + 1. 日本の技術・製品等を活用・応用し、これまで開発途上国になかった新しいサービスをイノベーティブなアプローチにより提供することで開発途上国の抱える開発課題解決に資する提案。特に、自社技術・製品等だけでなく、異業種との連携により、新たなビジネスモデルを創造し、BOP 層の抱える課題にアプローチするベンチャー性のある提案。

提案イメージ： IT × 水、電力（再生エネルギー）金融・保険、農業

保健・医療 × 食品

健康・スポーツ × 教育・栄養　等

* + 1. 女性の社会進出及び活躍支援（エンパワーメント）、子どもの健全な成長に貢献しうる提案。
    2. 企業と NGO 等との連携促進が期待される提案。

# 第３　選考の流れ

今回の募集においては、企画競争方式により本事業の契約相手先を決定します。

## 1. 全体スケジュール

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 企画書提出  競争参加資格審査申請書提出（※）  10月15日（水）正午締切 | | | | |
|  | | |  |  |
| ヒアリング（必要に応じて実施）  11月中～下旬頃 | | | | |
|  |  |  | | |
| 選定結果通知（仮採択） 2015年1月下旬予定 | | | | |
|  |  |  | | |
| 契約交渉 2015年2月以降 | | | | |
|  |  |
| 契約締結、調査開始（契約締結日から最大3年間）  2015年3月以降 | | | | |

　※当機構の競争参加資格または全省庁統一資格審査結果通知書を有していない法人のみ

## 2. 企画書の提出

（1）提出締切日時：2014年10月15日（水）正午必着  
・提出受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（午後0時30分から午後1時30分を除く）です。

・提出締切を過ぎて提出された又は郵送により到着した企画書は、理由の如何を問わず評価の対象となりませんのでご留意ください。

（2）提出方法及び提出場所：

提出方法は、弊機構本部への郵送又は持参に限ります。

ア　郵送の宛先

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 民間連携事業部　連携推進課

協力準備調査（BOPビジネス連携促進）　係

イ　持参の提出場所

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 1F 総合受付

午前10時から午後5時（午後0時30分から午後1時30分を除く。提出締切日は正午まで。）

なお、ご提出の際は受付にて「民間連携事業部連携推進課」宛とお伝え下さい。

（3）提出書類

　【I.共通提出資料】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 様式 |
| ア．見積金額内訳書  見積金額内訳明細書 | 正1部、写1部 | 様式1、2 |
| イ．書類受領書（注1） | 2部 | 様式3 |
| ウ．企画競争申込書 | 1部 | 様式4 |
| エ．提案者情報 | 1部 | 様式5 |
| オ．企画書 | 正1部、写8部 | 様式6、7、8、9、10 |
| カ．企画書CD-ROM | 2部 | 様式1、2、5、6、7、8、9、10（注2） |
| キ．財務諸表（注3）直近1年分 | 1部 | 事業提案者所定様式 |

1. 受領書は、提出書類を提出する際に、提出書類の受領と引き換えに当機構が押印した受領書を交付しますので、必要事項をご記入の上、提出書類と併せてご提出ください。
2. 下記のとおりCD-ROM（2枚）に記録して提出してください。

・様式1、2、5：エクセル形式

・様式6、7、8、9、10：PDF形式（紙をスキャンする方法ではなく、電子データを直接PDF保存してください。）

1. 貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書とします。

【II-1. 当機構の競争参加資格を有している場合】

　上記Iウ．「企画競争申込書」に当機構発行の「整理番号（7桁）」を記載願います。なお、2016年3月31日まで有効な資格（25から始まる7桁の整理番号）を有していることが必要です。

【II-2. 当機構の競争参加資格を有さないが、全省庁統一資格審査結果通知書を有している場合】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 様式 |
| キ．全省庁統一資格審査結果通知書（写） | 1部 | 所定 |
| ク．情報シート | 1部 | 様式11 |

【II-3. 競争参加資格及び全省庁統一資格審査結果通知書を有していない場合】

下記5．に従い、競争参加資格を申請願います。

【III.共同企業体を結成する場合】

　共同企業体結成届（様式不問）を提出してください。

（4）企画書の記載事項：企画書の作成にあたっては、様式6を参照ください。分量は様式6上の指示を遵守頂き、補足資料の添付はご遠慮願います。

（5）その他：企画書等の作成、提出に係る費用について当機構は負担しません。

## 3. 提出された企画書等の扱い

(1) 事業提案者の企画書、見積書等本事業応募書類は返却いたしません。

(2) 企画書等本事業応募書類に虚偽の記載があった場合は、当該応募を無効とするとともに、当該応募書類を提出した事業提案者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります。

(3) 企画書等本事業応募書類に含まれる個人情報等は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し、取り扱います。

## 4. 本事業の対象外となる提案

以下(1)～(7)に該当する提案は本事業の対象外となりますのでご留意下さい。

1. BOP層の持つ開発課題の解決に直接関連しない案件
2. 商品等の宣伝活動を目的とする案件
3. 現地のリソースを開発・生産・流通等、ビジネスプロセスのうち一部のみに専ら用いる計画の案件（例：製品の生産のみ、販売のみを途上国で行う等）
4. 本事業に係る同一回の公示において、同一の法人ないしは共同企業体から、内容が同一または著しく類似する複数の企画書が提出された案件
5. 事業提案者が受託する他機関・団体の事業補助金等と対象地域や内容が重複する案件（但し、事業内容等が客観的に違うことが説明できると当機構が認める場合には、本事業の対象となることがあります。）
6. 事業提案者又は補強団員を雇用する法人が、企画書の提出締切日以降から、契約締結予定日までに資格停止措置を受けた案件本事業に応募する案件と同一または著しく類似する内容の案件を、並行して募集される他の当機構事業に重複して応募した場合（初めに応募した当機構事業の審査結果通知を待たず、新たに本事業及び今後公示される別事業に応募した場合）
7. 既に当機構または他機関・団体の事業に提案・実施している案件があり、これと同一または著しく類似する提案を本事業に応募した場合
   * 企画書においては、当機構事業及び他機関の事業への応募状況、受注実績等をご記載いただきます。

注）本事業の実施にあたり、①治験（Clinical Trial）及び人体に侵襲を加える、あるいはプライバシーを侵害する臨床試験（以下｢治験等｣という)、②医療行為※については、以下の扱いとします。

1. 治験等の扱い

治験等は、当機構事業として実施しない。なお、治験等の実施者（医療従事者等）に対する研修・指導・助言等は当機構事業に含めることができる。

1. 医療行為※の扱い

医療行為は、当機構事業として実施しない。

※医療行為の範囲は国の状況により異なります。医療行為であっても、採血、検便、検温、血圧測定等、大きな危険を伴わないものについては、安全性や責務等に関する条件について当機構から事前了解を得た場合には可とします。

## 5. 競争参加資格審査

　上記2．（3）II-3の当機構の競争参加資格と全省庁統一資格審査結果通知書のいずれも有していない方は、当機構の競争参加資格の申請をいただく必要があります。なお、競争参加資格審査に合格しなかった場合は、企画書を提出いただいていても選定対象となりませんので予めご了承下さい。

※納税証明書（その3の3）にて未納が無い旨確認できましたら、不合格となることはございません。

（1）提出方法及び提出先

提出方法は郵送のみとします（但し、企画書と併せて持参の場合は除く）。

宛先は下記の通り。

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 民間連携事業部 連携推進課

「協力準備調査（BOPビジネス連携促進）」係

（2）締切日：2014年10月15日（水）正午必着  
※上記日時を過ぎて到着した申請書類は、理由の如何を問わず審査の対象となりませんのでご留意ください。

（3）提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 様式 |
| ア．競争参加資格審査申請書 | 1部 | 様式12 |
| イ．登記簿謄本（写）発行日から3か月以内のもの） | 1部 | 所定 |
| ウ．財務諸表（直近1か年分。法人名、決算期間が記載されていること） | 1部 | 所定 |
| エ．納税証明書（その3の3）(写)（発行日から3か月以内のもの） | 1部 | 所定 |

（4）競争参加資格審査方法

全省庁統一資格審査における地域、資格種類、営業品目、等級及び付与数値の設定に準じて審査します。詳細は、以下のURL に「5. 参考資料」として掲載されている別表1．審査資格における付与数値を参照下さい。

<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>

（5）競争参加資格審査結果の通知

資格審査書類が届き次第、順次審査し、メールにて審査結果をお知らせいたします。

（6）資格審査申請内容に関する照会先

独立行政法人 国際協力機構 調達部 計画・制度課

メールアドレス： [prtpd@jica.go.jp](mailto:prtpd@jica.go.jp)

## 6. 企画書の選定結果（仮採択・不採択）の通知

企画書は、あらかじめ定めた評価の視点（参考資料2参照）により審査されます。審査結果(仮採択・不採択)は、適正な企画書の提出があった全事業提案者に対し、2015年1月下旬を目途に、書面にて通知します。

## 7. 仮採択案件の公表

上記6の通知において、仮採択と通知させて頂いた提案については、追って事業提案者名、案件名、案件概要を、当機構ウェブサイト上に公表すると共に、メディア等に対する情報発信を行います。この点に同意の上で、本事業の企画書の提出を行っていただきますようお願いいたします。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

## 8. 契約交渉

仮採択後、当機構と事業提案者間で本事業実施に係る業務委託契約の締結に向けた契約交渉を行います。

契約交渉においては、主として以下の(1)～(3)を双方で確認の上合意することとなります。

（1）本事業で実施することが提案された活動の内容に係る見直し、追加等の要否

（2）上記提案活動に基づく投入内容の妥当性（具体例としては以下のとおり）

ア　現地調査の内容、回数、派遣人数

イ　国内作業の内容、回数、作業期間

ウ　再委託・現地傭人の内容

（3）上記(2)の投入経費の積算の妥当性（具体例としては以下のとおり）

ア　直接経費

（ア）旅費（航空賃、日当・宿泊費等）

（イ）一般業務費

（ウ）成果品作成費

（エ）再委託費

イ　直接人件費

ウ　その他原価

エ　一般管理費等

なお、上記（3）については、見積の根拠をご提示いただくことになります。

また、契約交渉中に、対象国や事業の目的、業務従事者等の内容を当初提案から大きく変更することは認められません。

## 9. お問い合わせ

（1）よくあるご質問と回答を「Q&A（よくあるご質問と回答）」としてまとめておりますので、ご確認ください。

（2）この募集要項に対する質問がある場合は、次に従い質問書（様式13）を電子メールにてご提出下さい。

ア．質問受付期間：公示実施日から2014年10月8日（水）午後5時まで

イ．担当部署：

独立行政法人国際協力機構

民間連携事業部連携推進課「協力準備調査（BOPビジネス連携促進）」係

メールアドレス：[ostpp-contact@jica.go.jp](mailto:ostpp-contact@jica.go.jp)

（3）質問に対する回答書は、当機構のウェブサイトにて公開します。本事業応募予定者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。

# 第４　本事業の内容

## 1. 本事業対象国

当機構の在外事務所等が設置されているODA対象国である、下記①～⑥に記載されている国を原則として本事業の対象国とします。ただし、以下(1)～(4)にご留意ください。

1. ①～⑥に記載されている国であっても、当機構の安全管理対策上、外務省渡航情報（　<http://www.anzen.mofa.go.jp/>　）において「退避を勧告します。渡航は延期してください」と指定されている国又は同国内地域は本事業実施の対象外となります。
2. 外務省渡航情報において「渡航の延期をお勧めします」と指定されている国・地域では、本事業が実施できない場合があります。
3. 仮採択後であっても、対象国へのODAの中止等外交政策上の理由から事業が行えなくなる場合もあります点予めご留意願います。
4. なお、①～⑥に記載のない国を対象とする事業提案も排除されませんが、調査実施段階での事業提案者への当機構の支援を円滑に実施する意味で、在外事務所等が設置されている国への応募を原則としています。最終的には、事業提案者のBOPビジネスが対象国にもたらし得る開発効果等も勘案し、提案の採否を決定することとなります。

①　アジア地域　21か国

インド、インドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、キルギス、スリランカ、タイ、タジキスタン、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス、中華人民共和国

※アフガニスタンには当機構事務所が設置されておりますが、今回の募集では対象国から除きます。※中華人民共和国にて実施を提案する案件については、我が国の対中ODAが日中両国が直面する共通の課題であって、我が国国民の生命や安全に直接影響するものといった、限定され、かつ我が国のためにもなる分野に絞り込んで実施されていることを踏まえ、採択の可否を検討することになります。

②　大洋州地域　9か国

サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア

③　中南米地域　21か国

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

④　アフリカ地域　25か国

ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、ルワンダ

※ 南スーダンには当機構事務所が設置されておりますが、今回の募集では対象国から除きます。

⑤　中東地域　7か国

イラク、イラン、エジプト、チュニジア、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン

※ シリア、イエメンには当機構事務所・支所が設置されておりますが、今回の募集では対象国から除きます。

⑥　欧州地域　2か国

セルビア、トルコ

## 2. 本事業対象分野

開発途上国の社会・経済開発に資する分野（教育、保健・医療、社会保障、上下水、防災、運輸交通、情報通信技術、資源・エネルギー、民間セクター開発、農業・農村開発、水産、自然環境保全、環境管理、都市・地域開発、ジェンダー、ガバナンス、経済・金融等）において、BOP層の持つ開発課題の改善に資することが期待されるビジネスを対象とします。

## 3. 本事業の内容

本事業は、BOPビジネスの事業化のために調査が必要な事項全般を対象とします。

(1)事業の対象フェーズ

以下のとおり、本調査の対象はBOPビジネスの事業化可能性を判断する準備段階にあるものとし、ビジネス開始以降の段階にあるものは対象としません。

ア　情報収集・市場調査段階

対象とする開発課題に係る情報・データの収集・整理、途上国貧困者層の生活習慣等に係る情報収集、対象地域選定、対象者層のニーズ把握、現地パートナーの情報収集・発掘、貧困者層の事業者としての人材育成ニーズの把握、等。

イ　ビジネスモデル構築段階

事業化の基本計画作成の段階。商品・サービスの仕様作成、現地試作品の検討、パイロット的実施とその評価調査等。将来的な事業化に向けた貧困者層の事業者としての人材育成や知識普及・啓発活動等のパイロット展開、及びそれらの効果的な実施方法に係る調査、研究、開発（原材料調達、製品・サービス販路確保、流通等の面を含む。）。

(2) 主な調査項目のイメージ

主なイメージは下記のとおりですが、具体的項目は提案内容に応じて個別に設定頂くことができます。

ア　開発課題の現状と期待される開発効果

対象地域が抱える開発課題と、ご提案のBOPビジネスを通じて期待される開発効果の見通しを記載いただきます。

事業提案者が本事業の実施を提案する国・地域においてどのような開発課題が存在し、かかる課題の解決に本事業終了後に事業提案者が当該国で実施を計画するBOPビジネスがどのように貢献するのか、という視点から企画書を記載いただくことが非常に重要です。各国の開発課題の現状については、以下の情報もご参照下さい。

1. 外務省国別援助方針（別紙として事業展開計画も掲載あり）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo.html>

1. 事業展開計画

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/jigyou/index.html>

1. 当機構　各国における取り組み

<http://www.jica.go.jp/regions/index.html>

1. 世界銀行　各国情報（英語）

<http://www.worldbank.org/en/country><http://datatopics.worldbank.org/consumption/>

1. BOPビジネス支援センター

（当機構、経済産業省、JETRO等によるBOPビジネスに関する報告書等掲載）

<http://www.bop.go.jp/documents>

（想定される調査項目のイメージ）

* 当該地域の抱える開発課題の現状
* 当該地域が抱える課題への取組状況（現地政府の政策・施策、諸外国による援助の状況等）と残された取組課題
* 事業の実施により期待される開発効果（直接的効果、間接的効果）　等

イ　現地の投資環境・事業環境に係る情報収集・分析

BOPビジネスの事業計画策定に向け、必要となる情報の収集、分析を行います。

また、BOPビジネスに係る投資環境、ビジネス環境を調査するにあたっては、国、地域といったマクロレベルでの調査だけではなく、対象とするBOP層の社会経済状況等、ミクロレベルでの調査も必要であることに留意し、企画書を作成下さい。但し、これらの項目のうち、ビジネス化の基本的な前提と考えられるものについては、ご応募前に、現地調査等を通じ、予め問題がないことを確認されていることが望まれます。

（想定される調査項目のイメージ）

・対象国の政治・経済状況

・対象国の投資に関する各種政策や法制度

・対象となるBOP層の状況

（人口、家計、社会階層、生活形態、経済活動等）［必須］

・対象国の市場の現状

（市場の競争、類似商品のマーケットの状況、市場規模、流通体系など）

・パートナーとなり得る現地企業・NGO等の情報

・対象国における消費者の需要（潜在的な需要を含む）

・対象国における既存のインフラ（電気、道路、水道等）や関連設備など

・開発インパクトの発現に向けたベースライン調査及び目標とする開発インパクトの設定、シナリオの検討　　等

ウ　ビジネスモデルの策定

上記ア、イで行った情報収集・分析に基づき、ビジネスモデルを策定します。

（想定される調査項目のイメージ）

・原材料・資機材の調達

・要員計画

・生産、流通、販売計画

・環境・社会配慮

・許認可取得手続き

・財務計画

・BOPビジネスを実施する上で必要な人材確保、育成計画

・技術移転の計画策定など

エ　事業計画の作成

上記ア、イ、ウに基づき、実際のBOPビジネスの事業計画を作成します。想定される事業計画の内容については企画書(様式6)で提案してください。

オ　当機構事業との連携可能性の検討

本事業は、提案されるBOPビジネスと当機構事業が連携することによって、BOPビジネス及び当機構事業の双方にとって効率性、効果、持続性が向上する等のメリットが期待出来るものを対象とします。現時点で想定される連携のアイデアについて、企画書(様式6)にてご説明下さい。

なお、連携が期待される事業は、過去の事業、現在実施中の事業、今後検討すべき事業のいずれも該当します。また、今後検討すべき事業のうち、当該当機構事業が、BOPビジネス実施の前提になるようなアイデアについては、評価の対象になりません。

(3)留意点

　　ア　BOP層の課題を踏まえた事業提案

本調査で検証されるビジネスプランは、実際にBOP層の開発課題解決に寄与することが予め見込めるものである必要があります。製品やサービス（シーズ）ありきではなく、現地BOP層の事情や開発ニーズに合致させ、開発課題の改善に貢献するものとなるよう、ビジネスアプローチ上の工夫も併せて検討し、提案するようにしてください。

　　イ　バリューチェーンの各段階での貧困層の巻き込み

より高い開発効果の確保に向け、本事業の審査ではBOP層をバリューチェーンの一部分のみ（例：BOP層が関与するのは消費者としてのみ）で巻き込むビジネスモデルより、バリューチェーンのより多くの部分（原材料調達、生産過程、流通経路・販売等）においてBOP層を関与させんとするものを、より高く評価します。

　　ウ　ホール・ピラミッド・アプローチ型提案の扱い

BOP 層向けの事業は、物流等に通常のビジネス以上のコストがかかり、BOP 層が支払い可能な価格で商品・サービスを提供するビジネスモデルの構築が容易でない場合も少なくありません。この観点から、あくまでビジネスの主たるターゲットはBOP層に置きつつ、現地の中間層以上の購買層も対象に含め、所得階層に応じた段階的な価格設定を採用したビジネスモデルを構築することでBOPビジネスの事業化を実現可能にしている事例が過去の採択事例からも見られ（「ホール・ピラミッド・アプローチ」）、本事業への提案に際しても、同様の考え方に立ったビジネスモデルの提案も可能としています。

エ　事業化済ビジネスの扱い

調査対象国以外で既にビジネスモデルが確立し実際に事業化されているものであっても、他の途上国における展開のために当該ビジネスモデルを相当程度見直す必要があるものについては本件調査の対象とする可能性もあります（当該展開先の国におけるパイロット性やビジネスモデルの見直しの程度を重視しつつ個別に検討します）。

　　オ　パイロット事業の扱い

なお、ビジネスモデルを策定する上で必要なパイロット事業については、これを調査の中に含めることを認めます。但し、パイロット事業の実施に当たっては、本調査はパイロット事業にかかる人件費のみを負担の対象とし、それ以外の費用は事業提案者の負担となります（例：機材の輸出入、施設の建設、試供品の製造など。ただし、施設・設備の建設のうち非恒久的なものについては、内容を審査のうえ当機構が負担する調査費の対象とする可能性もあります）。また、パイロット事業の内容次第では、当機構が委託する対象の範囲外ともなり得ます。

なお、パイロット事業における当機構の費用負担の考え方については参考資料3のとおりです。

## 4. 本事業実施期間

契約締結日から3年以内とします（当機構と事業提案者が締結する本事業に係る業務委託契約の契約期間と本事業実施期間は同一となります）。

## 5. 本事業経費

本事業実施に係る業務委託契約は、1件あたり5千万円もしくは2千万円を契約金額の上限とします。中小企業からのご提案の場合は、企画書提出時に希望上限金額を選択してください。中小企業以外の法人からのご提案の場合は、5千万円を上限とします。企画書提出後の上限金額の変更はできませんのでご留意下さい。

なお、ここで言う「中小企業」とは、中小企業基本法第2条に定める以下に該当する中小企業者を指します。

製造業・その他の業種：従業員数300人以下又は資本金3億円以下

卸売業：従業員数100人以下又は資本金1億円以下

小売業：従業員数50人以下又は資本金5,000万円以下

サービス業：従業員数100人以下又は資本金5,000万円以下

経費の支払対象については、「第５　本事業費用負担区分」を参照ください。なお、収入を発生せしめる活動は、業務委託契約の対象となる業務内容から予め除外することとします。

## 6. 仮採択後及び本事業実施中の提出物

ア．業務計画書（和文）：

記載内容：事業の実施計画・体制（A4　10-20頁程度）

提出時期：契約締結後10営業日以内

部数：電子データ（メールにて提出）

イ．月報（和文）：

記載内容：業務従事者の作業実績・計画、事業進捗状況、その他連絡事項（A4 1-2頁程度）

提出時期：翌月5営業日以内

部数：１部

ウ．インテリム・レポート（和文）：

記載内容：調査の中間段階での進捗・課題等（A4 30～50頁程度）

提出時期：調査の中間段階

部数：電子データ（メールにて提出）

エ．ドラフト・ファイナル・レポート（和文）：

　記載内容：全ての調査結果（A4 50～100頁程度）

　提出時期：業務委託契約期間終了期限の2か月前

部数：電子データ（メールにて提出）

オ．ファイナル・レポート（最終成果物）（和文）、同要約（英または現地語）：

記載内容：ドラフト・ファイナル・レポート(案)提出後、当機構等から出されるコメントに基づき必要な加除修正を行ったもの。（和：A4 50～100頁程度、英または現地語：A4 10～15頁程度）

提出時期：業務委託契約期間終了期限の1か月前

部数：ファイナル・レポート：和7部（製本）及び付属データを収納したCD-ROM 2枚

　　　　　同要約：英または現地語7部（簡易製本）及び付属データを収納したCD-ROM 2枚

注　ファイナル・レポート及び同要約は当機構が国費を用いて実施した業務の成果として原則公表の対象となります。下記7.(3)に記載のとおり、公表することが不適当な情報がファイナル・レポートに記載される場合は、当該情報を削除したレポートと削除しないレポートの2版を作成し、前者については、当機構が検収後直ちに一般に公表し、後者については、事業提案者と協議の上、一定期間（原則として最大10年間、或いは公表することが差し支えなくなった時期まで）不開示と致します。右不開示期間が終了する時点で後者のレポートの公表可否について、当機構は事業提案者と協議し、合意の上可否を決定することとします。

従って、ファイナル・レポート及び同要約に公表することが不適当な情報が記載される場合は、上記部数は、公表版と不開示版それぞれに適用されることとなりますのでご留意ください。

## 7. 本事業実施上の条件

事業実施に際しては、以下の諸条件について対応いただきます。

(1) 環境社会配慮ガイドライン

　本事業の実施に当たっては、環境社会配慮ガイドラインの適用の対象となります。提案案件が仮採択になった場合、環境や地域社会に与える影響の規模や重大性等に応じて「環境カテゴリー」のうちいずれに属するかが決定されます。カテゴリーA及びB案件については、同ガイドラインの規定に基づき、情報公開の実施、外部有識者による助言委員会の実施等の対象になるため、本事業の実施を受託する事業提案者は契約書の規定に基づき、環境社会配慮ガイドラインの規定に対応することが必要となります。

　ガイドラインの詳細については、「新JICAの環境社会配慮ガイドライン」をご参照ください。（<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>）

(2) 安全対策上の留意点

当機構は契約書の「安全対策措置等」の条項に基づき、現地の日本国大使館、相手国政府等と緊密に連携の上、事業提案者に対して各在外事務所が定める「安全マニュアル」の周知等を行い、安全確保に努めます。

また、本事業の実施にあたり、事業提案者はその業務従事者に海外旅行傷害保険等適切な保険を付保されることを推奨します。

(3) 最終成果物の公開

最終成果物は公表を原則とします。但し、事業提案者の経営情報、知的財産情報の他、公表されていない情報について、事業提案者が本事業終了後、ビジネスを自ら展開する前の段階で公表されることが事業提案者のビジネス展開を阻害する場合や、法に定める個人情報等が最終成果物に記載されている場合は、事業提案者と協議の上、法令及び当機構法人文書管理規程に基づき、当該情報に該当する部分を削除ないしは一定期間非開示とする等の措置を講ずることとします。なお、上記に関わらず法令の規定により不開示とした情報を開示することがあります。

　なお、過去の調査報告書は、下記のウェブサイトでご確認頂けます。

<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject9999.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/96b5564fdc97219849257aaf0023bba1?OpenDocument>

(4) 当機構の役割

調査の準備及び実施に際しては、事業提案者が主体的に実施する点留意願います。当機構及び当機構事務所は、事業実施のモニタリング、実施方法に係る助言、必要に応じて適切なアポイント先の紹介や関連事業の情報提供等の側面支援を行います。

## 8. その他の留意点

本業務をご提案頂く際には、以下の点につきご留意ください。

(1)当機構の調査報告書の活用

企画書の作成にあたっては、終了済案件の調査報告書に加え、過去の案件のレビューや開発評価指標の設定等をまとめた『BOPビジネスの開発効果向上のための評価及びファイナンス手法に係る基礎調査』報告書をご参照下さい。

『BOPビジネスの開発効果向上のための評価及びファイナンス手法に係る基礎調査』

　ファイナル・レポート全体版

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012974.html>

　ファイナル・レポート要約版

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012973.html>

　BOPビジネスにおける開発効果評価手法実施の手引き

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012975.html>

(2) NGO等との連携

開発途上国における様々な課題解決の実現をより確実に担保するため、調査の対象国・分野に知見を有するNGO/NPO等との連携を推奨します。また、契約者が同調査対象国において法人格を有する企業・団体（コンサルタント、NGO等）に、同調査の一部業務を再委託することを認めます。ただし、当機構は上記連携先や、調査再委託先の斡旋は行いません。

(3) 運営補助業者の配置

本件における企画書審査、BOPビジネス調査業務の開始から終了までの進捗監理と事業化に向けたご支援に際し、当機構による事業運営を補助する外部委託業者として、あらた監査法人を保秘義務を課した上で配置しています。従って、事業提案者と当機構との面談への当該業者の同席や、事業提案者への連絡・依頼・助言等を当該業者を通じて行う機会が想定されるところ、予めご了解ください。

# 第５　本事業費用負担区分

当機構と事業提案者の費用負担区分及び各費目の概要は下記の通りです。本事業の契約経費の支払いについては、前払または部分払、もしくはその双方に基づく支払いが可能です。

なお、本事業は、事業提案者と当機構との業務委託契約に基づき実施するものであり、事業提案者が業務委託契約書上で規定した一連の業務を履行し、当機構はその対価として事業提案者に対して契約金額を支払う形を取ります。つまり、事業提案者が自ら行う事業に要した経費の一部を国や公共団体が補助する補助金制度とは、性格が異なることにご留意下さい。

細かな費用負担区分、費用見積及び支払方法等の詳細については、別添『見積書作成等に係る留意事項』を参照ください。

当機構は企画書提出時の見積書内容・金額を「事業提案者が提案事業を実施するのに必要な経費内容を提案しているもの」という前提にたち、「契約金額は当該見積金額を超過しない」ことを原則といたします。契約金額は契約交渉を通じて確定します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費用項目 | 当機構負担 | 事業提案者負担 |
| Ⅰ.業務原価 | | |
| １.直接経費 | | |
| （１）旅費 | | |
| １）航空賃 | ● |  |
| ２）日当・宿泊費等 | ● |  |
| ３）戦争特約保険料 | ● |  |
| ４）上記以外 |  | ● |
| （２）一般業務費 | | |
| １）車両関連費 |  | ● |
| ２）特殊傭人費 | ● |  |
| ３）現地交通費 |  | ● |
| ４）上記以外 |  | ● |
| （３）成果品作成費 | ● |  |
| （４）機材費 |  | ● |
| （５）再委託費 | ● |  |
| （６）上記以外 |  | ● |
| ２.直接人件費 | ● |  |
| ３.その他原価 | ● | ● |
| Ⅱ.一般管理費等 | ● |  |
| 上記Ⅰ.～Ⅱ.以外 |  | ● |

※ 契約における各種基準額（直接人件費基準月額（上限）、日当・宿泊料基準額（上限）内国旅費（上限）等）や、業務従事者（全業務従事者）の格付け等に係る年数等算出の基準日は本公示日とします。

旅費（航空賃、日当・宿泊費、内国旅費、戦争特約保険料）

開発途上国現地活動の実施に際し、事業提案者の人員を本邦から派遣する際に発生する旅費については、当機構の規定に基づき契約金額上限の範囲内で計上できます。

一般業務費

開発途上国での現地活動に必要な経費のうち、特殊傭人（現地調査実施のために傭上する人材）費については、当機構の規定に基づき、契約金額上限の範囲内で計上できます。

直接人件費

現地または本邦における業務従事者の人件費を当機構の規定に基づき、契約金額上限の範囲内で計上できます。

1. その他原価

業務担当部署の事務職員の人件費、間接的に業務を支援する技術者の人件費、福利厚生費、水道光熱費、その他一般的に発生する直接経費。直接人件費に自己の算定による経費率（上限120％）を乗じて得た額を、契約金額上限の範囲内で計上できます。

一般管理費等

一般管理費及び付加利益。直接人件費とその他原価の和に自己の算定による経費率（上限40％等）を乗じて得た額を、契約金額上限の範囲内で計上できます。

以上

# (別添資料)

見積書作成等に係る留意事項

様式1. 見積金額内訳書

様式2. 見積金額内訳明細書

様式3. 書類受領書

様式4. 企画競争申込書

様式5. 提案者情報

様式6. 企画書

様式7. 事業計画書

様式8. 作業工程表

様式9. 業務経験

様式10. 評価対象業務従事者経歴書

（業務主任者1名及び評価対象者となる調査団員2名の計3名分作成）

様式11. 情報シート  
（全省庁統一資格審査結果通知書を有している場合）

様式12. 競争参加資格審査申請書  
（全省庁統一資格審査結果通知書を有していない場合）

様式13. 質問書

参考資料1. 契約書雛型（附属書I～IV含む）

参考資料2. 評価の視点

参考資料3. パイロット事業における当機構の費用負担の考え方

Q&A（よくあるご質問と回答）